「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正案 新旧対照表(傍線は改正部分)

改正案

現 行

前文

下請中小企業は、我が国産業の広範な分野における社会的分業の担い手として、様々な製品やサービスの重要な部分を提供するなど、我が国経済の発展と国際競争力の向上に極めて重要な役割を果たしてきている。

そもそも中小企業は、その事業活動を通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進するなど我が国経済に重要な役割を果たしており、その提供する技術力やサービス力は、我が国企業の製品やサービスの高い品質、安心・安全を支え、ひいては、国内外で「日本ブランド」が有する高い評価を支えてきた。

他方、下請中小企業を取り巻く環境は近年大きく変化し、多くの局面では厳しさを増している。大企業の製造拠点等の海外進出やグローバルな調達活動の進展、原材料やエネルギーの国際市況の目まぐるしい変動、商品・サービスのコモディティ化やライフサイクルの短期化、同一規格大量生産の製品・サービスから少量多品種・カスタマイズされた商品・サービスへの消費者嗜好の変化、IoTやAIに代表されるような急速かつこれまでとは次元の異なる情報化の進展、サービス分野の国際展開や訪日外国人観光客の増大、中小企業の経営者の高齢化、生産年齢人口の減少に起因する人手不足など、環境変化は枚挙にいとまがない。こうした変化は、下請中小企業にとって、新たな市場を生み出し、資金調達手段を多様化させるなど、新たなビジネスの機会をもたらすものである一方で、下請中小企業が単独で対峙するには困難な課題も多く、今後とも下請中小企業が利工経済の基盤として、競争力を支え、イノベーションを生み出し続けることは、必ずしも容易ではない。

前文

下請中小企業は、我が国産業の多くの分野において広汎に存在し、国民経済の重要な担い手として我が国経済の著しい発展を支えてきたが、近年の環境変化の中で、さらなる対応を求められている。

また、経済のサービス化によるサービス業等の下請分業関係も 発達していることから、これらに対応した下請中小企業の経営基盤強 化が必要である。

まず、下請中小企業を取り巻く環境として、国内面をみると消費者ニーズの多様化・高度化、商品のライフサイクルの短命化、技術革新、情報化の進展の中で、下請中小企業に対する要請も品質、性能、コスト等あらゆる面で多様化、高度化しており、下請事業者としてもこれに適切に対応していかなければならなくなっている。

また、国外との関係に目を向けると、特に製造業をはじめとして、国際化の進展に伴い親企業の海外進出、海外との競争が進むことにより、下請中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、こうした状況に対処するために、また、東アジア地域の発展等により我が国企業の従来の比較優位が失われつつある中で、親企業と下請中小企業双方が共存し競争力を維持し発展していくためにも、親事業者、下請事業者ともに高度化する需要側の要請への対応や新たな需要の創出が重要となっている。

<u>他方、人材・労働力確保という面については、依然として下請中</u> 小企業にとって、経営上の大きな問題である。

特に、一般的に「働き手」とされる生産年齢人口(15~64歳人口)は今後減少していくと考えられること、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られること等から下請中小企業が今後とも労働力を確保していくことは依然として容易ではない状況にある。こうした中で、下請中小企業がその経営を存続するため、円滑に人材・労働力確保を行っていくためには、労働時間短縮を始めとする労働条件の改善や職場環境改善、

福利厚生施設の整備等、さらには、情報化や技術の向上への積極的対応等による企業イメージの向上等を通じた魅力ある職場づくりが必要となっている。

下請中小企業としては、このような環境の変化及び自らの実情を十分認識し、

- ① 親事業者にとって不可欠の企業となる
- ② 親事業者を複数化・多角化する
- ③ 製品、情報成果物及び役務(以下「製品等」という。)の自社 開発により独立化をめざす

等多様な対応を図っていく必要があるが、いずれの場合にしても技術力の向上を中心とした体質改善、経営基盤の強化が不可欠であり、そのための一層の自助努力が必要である。

こうした変化の中にあって、下請中小企業が持続的な発展を遂げるためには、下請中小企業自らが、まず、自らを取り巻く環境変化や、直面する経営課題を的確に把握し、体質改善、経営基盤の強化を進めるとともに、生産性を高め、技術力・サービス力の向上に努めることが不可欠であり、このための一層の自助努力が重要である。

しかしながら、下請中小企業の事業活動は親事業者の発注のあり方に大きな影響を受けるという実態がある。この点から、まず何よりも、親事業者と下請事業者の取引の公正と、これを通じた下請事業者の正当な利益の確保が、適切に図られなければならない。すなわち、親事業者による、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)及び関連諸規定の厳正な遵守が、下請事業者との円滑な関係を構築する上での大前提となる。実際には、取引上優位な地位に立つ親事業者が下請事業者に不利な取引条件を押しつける事例が散見されるが、多くの場合では、取引の減少や停止をおそれて、下請事業者は声を上げることもできないという実情にある。従って、取引条件は、親事業者と下請事業者の双方が対等な立場で十分に協議し、双方にとって合理的な内容で決定されることが基本であることを、ここで改めて銘記する必要がある。

その上で、我が国産業が競争力を維持し、さらなる発展を目指すためには、親事業者と下請事業者が、相互理解と信頼によって支えられる互恵的な関係を築くことが重要である。

まず、下請事業者の大半は経営資源が不足する小規模事業者であるため、これを補完するためには、親事業者、支援機関等との有機的な連携が重要となる。また、下請事業者の中には、独自の技術やノウハウをもって親事業者と対等なパートナーシップを確立している場合もあるものの、その事業活動は依然として親事業者の発注の

また、経営資源の確保が困難である小規模企業が下請中小企業の大半であり、小規模企業をはじめとした経営資源の不足する下請中小企業にとっては、その不足する経営資源を補完するため、下請中小企業、親企業、支援機関等と有機的に連携することが重要である。

<u>さらに、下請中小企業には、独自の技術力やノウハウを有するこ</u>と等により、親企業と対等なパートナーシップを確立しているものもあ

あり方に左右されやすい面があることから、下請事業者の体質改善、 経営基盤の強化には、発注方式等の面で親事業者の協力が不可 欠である。

こうした連携や協力について、親事業者としては、下請事業者の 有する技術力やサービス力が自らの技術力やサービス力に直結する ものであること、すなわち、下請事業者の競争力は親事業者自らの 競争力の問題でもあることを認識しつつ、積極的に対応することが求 められる。また、下請事業者との円滑な関係が親事業者の長期的な 競争力に影響するものであることを認識の上、下請事業者との連携 を長期的な観点から把握し、信頼関係を永続的に維持していく努力 を払うことが望まれる。

親事業者の競争力において、コストの占める比重は大きなもの があり、親事業者と下請事業者の両者が様々な改善活動や合理化 努力を通じたコスト削減への不断の取組を行うことは、双方の競争力 向上の観点からも必要であろう。しかし、競争力はコストのみで決まる ものではなく、品質、納期、急な発注にも対応できる柔軟性なども重 要な要素であり、下請事業者がこうした付加価値を親事業者に提供 していることに対し、親事業者は正当な評価を行うべきである。加え て、下請事業者が適正な利潤を得ることができれば、技術開発や設 備投資を通じた新たなチャレンジが行われるとともに、下請事業者の 従業員の賃上げや労働時間の短縮等の労働条件改善等による意 欲の向上がもたらされ、消費の喚起、地域経済の活性化、ひいては 経済の好循環を通じて、親事業者自身にその利益が還元されてくる ことも考えられる。親事業者は、下請事業者の存在価値や潜在力|案し、必要な考慮を払うことが必要である。 を、総合的に、かつ、長期的な視野から捉え、共存共栄を図っていく べきである。

こうした観点から、具体的な取組のあり方をいくつか示すと、ま ず、経営の外的な環境変化に伴うリスクの負担や利益の享受につい て、公正で、相互に納得可能な関係を築くことが重要である。例え ば、円高や一時的な景気後退の際に下請事業者に対して取引価格 の引下げなどの協力を求めるのであれば、円安や景気回復の際に は下請代金を適切に引き上げることとすることが、双方の納得感を高 め、信頼関係を築くことに寄与するであろう。また、下請事業者がより 効率的に受注し、計画的に生産・供給できるよう、発注分野の明確 化、発注方法や取引条件の改善に取り組むことが適切である。その 上で、親事業者として、下請事業者の生産性の向上や技術力・サー

行

るものの、その事業活動が親企業の発注の在り方に左右されやすい 面があることから、下請中小企業が体質改善、経営基盤の強化や労 働時間の短縮等を図っていくためには、発注方式等の面における親 企業の協力が必要である。

親企業としても、下請中小企業の存在なくしては、より付加価値 の高い製品・サービスを生み出していくことが困難であり、自らの発展 もあり得ないという点を十分認識し、親企業としての立場を利用して 下請中小企業に不当な取引条件を押し付けることなく、下請中小企 業の体質改善、経営基盤の強化に対しその自主性を尊重しつつ積 極的な協力を行うとともに、納期、納入頻度等における配慮等下請 中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等の協力を行う ことが必要である。

さらに、自らの努力により自主的に事業を運営し得る有能な企 業に脱皮し、自立化や魅力ある職場づくりを行っていこうとする下請 中小企業に対しては、その努力を阻害することなく、必要に応じこれ に対する支援を行うことが望まれる。

今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民 生活を実現していくためには、我が国経済に広範に広がる下請分業 システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業 と下請中小企業とが相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共 存共栄を図っていくことが必要である。

その際、下請中小企業の大半が小規模企業であることを踏ま え、親企業は、小規模企業の下請取引の実態、経営の状況等を勘

ビス力の強化に協力し、その成果を適切な形で配分することが行わ れれば、下請事業者との信頼関係に根ざした共存共栄関係を長期 的に維持していくことができるであろう。

本基準は、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第 3条第1項に基づき、親事業者と下請事業者がこのような関係を築く 者が払うべき努力の方向性や、これに対して親事業者が行うべき協力を示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。 力の在り方を示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするも のである。

この基準は、このような観点から、下請事業者に対して努力の方 ことができるような、あるべき取引の在り方を示すとともに、下請事業|向を示すとともに、これに対して親事業者がどのような協力を行うべき

行

- |第1||下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の|第1||下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の 品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 1) (略)

(略)

2) 親事業者の協力

親事業者は、生産性の向上又は製品の品質等の改善に努める 下請事業者が、そのための 措置を円滑に進め得るよう、以下に掲 げる取組をはじめ、必要な協力をするよう努めるものとする。

- ① 生産性の向上に関する課題を解消するため、親事業者は 下請事業者との面談、事業所や工場の訪問、研究会の開催 に努めること
- ② 下請事業者の生産性の向上、製品の品質等の改善に必要 な知見を提供可能な担当者やチームの設置など、協力の体 制を確立すること
- ③ 生産性の向上、製品の品質等のための課題が親事業者の 定める設計、仕様、基準、発注方式等に関わる場合には、親 事業者の関係部署やサプライチェーン全体が連携をして対 応すること
- 事項

品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

- 1) (略)
- 2) 親事業者の協力

親事業者は、下請事業者が生産性の向上又は製品の品質等の 改善のための 措置を円滑に進め得るよう、必要な協力をするよう 努めるものとする。

|第2||親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する||第2||親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する 事項

(略)

行

|第3||下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の|第3||下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の 共同化に関する事項

(略)

- 5) 情報化への積極的対応
 - (1)下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供 及び 資金決済に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的 に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるととも に、電子受発注、インターネットバンキング、電子記録債権等 に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極 的に対応していくことが必要である。
 - (2)親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応する ことができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上に ついての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、 データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフト ウェア等に係る費用負担軽減のための援助、電子記録債権の 導入等の協力を行うものとする。

(略)

- 6) 事業継続に向けた取組
 - (1)下請事業者は、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援セン ターの活用その他の方法により、事業継続に向けた計画的な取 組を行うものとする。
 - (2)親事業者は、下請事業者の事業承継の状況の把握に努め、 サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画 的な事業承継の準備を促すなど事業継続に向けた適切な対応 を行うものとする。
- |第4||対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改|第4||対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改| 善に関する事項
- 1) 対価の決定の方法の改善
- (1)取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代 金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費 等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方 式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短 縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事

共同化に関する事項

(略)

- 5) 情報化への積極的対応
 - (1)下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供に至 るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するた め、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注 等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積 極的に対応していくことが必要である。
 - (2)親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応する ことができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上に ついての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、 データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフト ウェア等に係る費用負担軽減のための援助等の協力を行うもの とする。

(略)

- 善に関する事項
- 1) 対価の決定の方法の改善
 - (1)取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代 金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費 等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方 式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短 縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事

現 行

業者が協議して決定するものとする。

(2) 原価低減活動は、親事業者、下請事業者双方が継続的な競争力を確保するために行うものである。原価低減活動の結果の取引対価への反映に当たっては、親事業者と下請事業者の双方が協力し、現場の生産性改善などに取り組み、その結果、生じるコスト削減効果を基に、寄与度を踏まえて取引対価に反映するなど、合理性の確保に努めるものとする。

○取引対価への反映に関する望ましくない事例

- ① コスト削減効果を十分に確認しないで取引対価へ反映すること
- ② 下請事業者側の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映すること
- (3)親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準 (平成15年公正取引委員会事務総長通達18号)において記載されている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき(円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係)」等の違反事例など、下請代金支払遅延等防止法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底していくものとする。親事業者は、原価低減要請(原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む)を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう努めるものとする。
 - ○原価低減要請に関する望ましくない事例
 - ① 具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと
 - ② 原価低減目標の数値のみを提示しての原価低減要請、見積もり・提案要請をすること
 - ③ 原価低減要請に応じることを発注継続の前提と示唆して原価低減要請をすること
 - ④ 文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で 削減幅などを示唆したうえで、下請事業者から見積書の提出 を求めること
- (4)親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価 の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。 特に、人手不足や最低賃金(家内労働法(昭和45年法律第

業者が協議して決定するものとする。 (新設)

(新設)

現行

60号)に規定する最低工賃を含む。)の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定するものとする。

- (5)取引対価の決定の際、親事業者及び下請事業者は、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。
- (6)第1号 の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。

さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

2) (略)

- 3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
 - (1)親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合 又は設備等を貸与しようとする場合には、<u>以下に掲げる行為に</u> <u>留意し、</u>下請事業者及び親事業者は、支給材又は設備等の保 管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定 方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対 価の決定方法その他支給又は貸与について必要な規定を、あ らかじめ、協議して定めるものとする。
 - ○支給材に関する望ましくない事例
 - ① 生産終了後長期間にわたり、支給材を保管させること
 - ② 残材の買い取りについて明確な取決めをせず、負担を一方的に押しつけること
 - (2)親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。

<u>その</u>際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

(2)前号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。

さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

- 2) (略)
- 3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
 - (1) 親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合 又は設備等を貸与しようとする場合には、下請事業者及び親事 業者は、支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の 取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、 支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他支給又は 貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものと する。
 - (2) 親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。

現行

- 4) 下請代金の支払方法の改善
 - (1)親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。
 - (2) 手形等(手形と併せて、一括決済方式及び電子記録債権を 含む。以下同じ。)により下請代金を支払う場合には、その現 金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担 とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業 者と下請事業者で十分協議して決定するものとする。
 - (3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90 日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段 階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう 努めるものとする。
 - (4)第1号から第3号の内容は、とりわけ、中小企業基本法第2条 に規定する中小企業者以外に該当する親事業者から率先して 実施するとともに、サプライチェーン全体で取組を進めることとす る。
 - (5) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式(親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。)を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。
 - ① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的 判断を十分尊重すること
 - ② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと

4) 下請代金の支払方法の改善

(1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

(新設)

(2) 親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間 の短期化に努め、例えば、手形期間が60日を超える場合に は60日以内となるようにするなど、段階的に手形期間の短縮 に努めるものとする。また、親事業者が政府により標準手形期 間が定められている業種に属するものであるときは、少なくとも 当該手形期間を超えないものとする。

- (3) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式(親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。)を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。
- ① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的 判断を十分尊重すること。
- ② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

- ③ 手形で支払う場合と同様に、<u>第2号及び第3号の内容に取り</u> 組むこと
- ④ その他政府により定められている一括決済方式についての 指針を遵守すること
- (6) 親事業者は、下請代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。
 - ① 電子記録債権による支払は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。
- ② 手形で支払う場合と同様に、第2号及び第3号の内容に取り組むこと。
- ③ 電子記録債権の活用によって見込まれる下請代金の支払、 受取に係る費用や手続事務等の軽減の効果について、十分 に情報提供を行っていくこと。
- ④ その他政府により定められている電子記録債権についての 指針を遵守すること。
- 5) 型の保管・管理の適正化(主に物品の製造受託等の場合に あって、金型、木型などの型を使用する下請取引)
 - (1) 親事業者は、下請事業者と次の事項について十分に協議した上で、できる限り、生産に着手するまでに双方が合意できるよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議できるようにするものとする。そのため、予め、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。
 - ① 型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間(いわゆる「量産期間」)
 - ② 量産期間の後に型の保管義務が生じる期間
 - ③ 量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担
 - ④ 再度型を製造する必要が生じた場合の費用負担
 - ⑤ 試作型(追加発注分を含む)である場合にはその保管期間や保管費用の負担
 - (2) 親事業者は、前項の量産期間の後、補給品や補修用の部品 の支給等のために型保管を下請事業者に求める場合には、 下請事業者と十分に協議した上で、双方合意の上で、次の 事項について定めるものとする。なお、十分な協議ができるよ

現行

- ③ 手形で支払う場合と同様に、下請代金の支払期日から下請 代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日まで の期間の短縮化に努めること。
- ④ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。
- (4) 親事業者は、下請代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。
 - ① 電子記録債権による支払は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。
 - ② 手形で支払う場合と同様に、電子記録債権の支払期間の 短縮化に努めること。

(新設)

③ その他政府により定められている電子記録債権についての指針を遵守すること。

現 行

- う、予め、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。
- ① 下請事業者に型の保管を求める場合の保管費用の負担
- ②型の保管義務が生じる期間
- ③ 型保管の期間中又は期間終了後の型の返却又は廃棄についての基準や申請方法(責任者、窓口、その他手続き等)
- ④ 型保管の期間中に、生産に要する型のメンテナンスや改修・改造が発生した場合の費用負担
- ⑤ 再度型を製造する場合の費用負担
- (3) 親事業者は、量産ではない製品の製造を行う場合についても 同様に、製品の製造の完了前においては第1号の内容に、製品 の製造の完了後においては第2号の内容に取り組むものとする。
- (4)第2号及び第3号の協議を行うに当たっては、型の所有権の所在にかかわらず、親事業者の事情により下請事業者にその保管を求めている場合には、必要な費用は親事業者が負担するものとする。親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準において記載されている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底するものとする。また、事情変更等により協議の結果を変更する必要がある場合には、再協議するものとする。
- (5)川下(最終製品等を製造)に位置する親事業者は、直接の取引先である下請事業者の型の保管・管理の問題はもちろん、さらにその先の川上に位置する下請事業者の型の保管・管理にも影響することを考慮して、製造終了や型保管の期間の目処に関する情報を積極的に伝達するものとする。また、型の保管・管理の問題は当該親事業者の更に川下に位置する事業者との連携が不可欠となるため、第1号から第4号までの内容を含め、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。

第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

1) (略)

2) 特定下請連携事業計画

下請中小企業振興法第2条第5項の特定下請事業者が同 法第8条第1項の特定下請連携事業計画を作成するにあたっては、以下の内容を満たすものとする。

第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

1) (略)

2)特定下請連携事業計画

特定下請事業者が特定下請連携事業計画を作成するにあたっては、以下の内容を満たすものとする。

 $(1)\sim(2)$ (略)

第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

1)一般的留意事項

 $(1)\sim(2)$ (略)

(3)下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなし得るよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。

また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で 必要な関係法令等に対する理解を深めるよう<u>周知・教育等を徹</u> 底するものとする。

(2) (8) (8)

第7 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

(略)

第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

1~2) (略)

3) 業種特性に応じた取組

(1)業種に応じて下請取引の実態や取引慣行は異なることから、 親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件、取引慣行を 確立するため、適正な下請取引が行われるよう経済産業省等 が策定した業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイド ライン」(以下「下請ガイドライン」という。)を遵守するよう努める ものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを $(1)\sim(2)$ (略)

第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

1)一般的留意事項

(1)~(2) (略)

(3)下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなし得るよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。

行

また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう <u>努めるものとする</u>

0

(2) (8) (8)

第7 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項 (略)

第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

1~2) (略) (新設)

現 行

整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の調 達業務に浸透させるよう努めるものとする。

- (2)業界団体等は、親事業者と下請事業者の間の個々の取引の 適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化 を図るため、業種別の下請ガイドラインに基づく活動内容を定 めた自主的な行動計画を策定し、その結果を継続的にフォ ローアップするよう努めるものとする。親事業者の取組がサプ ライチェーン全体に与える影響は大きいことから、親事業者 は、こうした業界団体等の取組に、積極的に協力するよう努め るものとする。
- 4) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的に下請事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

5) 支援施策の活用

親事業者、下請事業者は、下請代金支払遅延等防止法に 関する講習会やシンポジウムに積極的に参加するとともに、取引 適正化や価格交渉に関するハンドブック、事例集等を活用するよ う努めるものとする。また、下請事業者は、下請かけこみ寺におけ る窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を 活用するよう努めるものとする。

- 6) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等
 - (1)下請事業者、下請グループ、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体(以下「親事業者団体」という。)は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。
 - (2)下請事業者、下請グループ、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、各省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これらの機関からの指導、助言に十分に協力するものとする。

(新設)

- 3) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等
 - (1)下請事業者、下請グループ、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体(以下「親事業者団体」という。)は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。
 - (2)下請事業者、下請グループ、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、各省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これらの機関からの指導、助言に十分に協力するものとする。

現 行

- 7) 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化
 - (1)下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での基本契約の締結の際に債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法(昭和46年法律第34号)に規定する金融機関等及び親事業者と下請事業者の双方で確認した適切な相手先に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとする。
 - (2) 親事業者は、下請事業者から、報酬債権、売掛債権その他の 債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締 結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合に は、申出を十分尊重して対応するとともに、本申出を理由とし て不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをして はならないものとする。
 - (3) 親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の承諾(対抗要件の具備)に適切に努めるものとする。
- 8) 知的財産の取扱いについて
 - (1)下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、 著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等によ り、管理保護に努めるものとする。
 - (2)下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権 や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及 び契約内容の明確化に努めるものとする。
 - (3)親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。
- 9) 計算書類等の信頼性確保

下請事業者は、取引先の拡大、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化等のため、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めるものとする。

4) 売掛債権の譲渡 承諾

親事業者は、下請事業者が売掛債権を担保等として資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとする。

- 5) 知的財産の取扱いについて
 - (1)下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、 著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等によ り、管理保護に努めるものとする。
 - (2)下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権 や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及 び契約内容の明確化に努めるものとする。
 - (3) 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。
- 6) 計算書類等の信頼性確保

下請事業者は、取引先の拡大、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化等のため、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めるものとする。

改 正 案	現 行
附 則	附 則
1. この基準は、()から適用する。	1. この基準は、 <u>平成25年9月20日</u> から適用する。
2. 平成25年9月19日付け平成25・9・13中第1号 は廃止する。	2. <u>平成15年11月4日付け平成15・10・15中第3号</u> は廃止する。